

# 青森県報

第三千四百十号

平成二十一年  
九月二十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 一
- 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)…………… (事務局) …… 二

## 告 示

| 番号 | 図面 | 道路類 | 路線名      | 変更の区間  | 変更の前後別      | 敷地の幅員  | 敷地の延長                                  | 備考 |
|----|----|-----|----------|--|-------------|--|--|----|
| 1  |    | 県道  | 妙堂崎五所川原線 | 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から<br>北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から<br>北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から<br>北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から<br>北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から<br>北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林二の二から | 前<br>後<br>後 | 一五・八〇メートルから<br>一五・九〇メートルまで<br>一五・八〇メートルから<br>一五・九〇メートルまで<br>一三〇・五〇メートルから<br>一三三・四〇メートルまで | 一三八・二〇メートル<br>一三八・二〇メートル<br>一三六・八〇メートル |    |

青森県告示第六百二十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号) 第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 発起人の住所及び氏名(名称)              | 区 域                     | 区 分           |
|-----------------------------|-------------------------|---------------|
| 下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五<br>三國 優   | 野牛区域<br>野牛漁業協同<br>組合の地区 | 主として底建網<br>漁業 |
| 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九四の七<br>三國 廣志 |                         |               |

青森県告示第六百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十一年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年九月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、三〇七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六〇、八八八 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、一三三 人
- 西津軽郡選挙区 六、五四一 人
- 南津軽郡選挙区 六、八八二 人
- 北津軽郡選挙区 八、四〇七 人
- 上北郡選挙区 二八、九四二 人
- 三戸郡選挙区 二一、七七四 人

- 青森市選挙区 八四、〇一一 人
- 弘前市選挙区 五一、一六七 人
- 八戸市選挙区 六五、七九九 人
- 黒石市選挙区 一〇、二九一 人
- 五所川原市選挙区 二〇、八七一 人
- 十和田市選挙区 一八、〇八〇 人
- 三沢市選挙区 一一、一五七 人
- むつ市選挙区 二二、八四八 人
- つがる市選挙区 一〇、六二一 人
- 平川市選挙区 一一、九二五 人

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭